

ご 挨拶

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を過ごせる社会を目指す、地域包括ケアシステムの構築が推進されています。

令和3年度に改定された介護報酬制度の内容は、①感染症や災害への対応力強化、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の取組の推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の確保になります。注目のポイントは、②地域包括ケアシステム推進の中の「看取り対応の充実」です。ここでは看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン「人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等から本人・家族等へ適切な説明がなされた上で、多専門職からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。」に沿った取り組みが求められています。

また、近年増加してきている小児在宅医療にも薬剤師が積極的に関わっていくことが求められています。

神奈川県薬剤師会では、地域包括ケアシステムの中で多職種と協力して患者さんやご家族の望む在宅生活を実現させることを目指す薬局を掲載した「在宅医療支援薬局リスト（令和5年7月末現在の情報）」を作成いたしました。

本誌は在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等へ配布しており、最新情報は神奈川県薬剤師会ホームページに掲載しています。

地域包括ケアシステムに携わる多くの方々にご利用いただき、居宅療養管理指導の円滑化が図られるようご活用いただければ幸いです。



令和6年1月

公益社団法人 神奈川県薬剤師会

会長 小川 護